

# 福岡県公報

平成23年7月27日  
第3284号

## 目次

### 告示(第1260号-第1269号)

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村整備課) …………… 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4

### 公告

- 意見募集の結果の公示 (農林水産物安全課) …………… 4

## 告示

### 福岡県告示第1260号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字今山字下古賀尾25番1から25番3まで並びに里道の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県尼崎市食満3丁目32番11号  
坂口 秋好

### 福岡県告示第1261号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
みやま市高田町下楠田字香の江1530番6、1530番10から1530番13まで、1559番1の一部、1559番2、1559番7、1559番8の一部、1559番13、1559番14、1559番29から1559番43まで、2832番1の一部及び2832番8から2832番12まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大牟田市大字橘921番地4  
株式会社都市開発産業  
代表取締役 坂口 壹義

### 福岡県告示第1262号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成23年7月14日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年7月27日

福岡県知事 小川 洋

| 換地計画を定めた地域 | 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|------------|----------|------|------|
|------------|----------|------|------|

|                         |          |                          |       |
|-------------------------|----------|--------------------------|-------|
| 豊前市大字天和、下河内及び山内（合河西部地区） | 換地計画書の写し | 平成23年7月27日から平成23年8月24日まで | 豊前市役所 |
|-------------------------|----------|--------------------------|-------|

**福岡県告示第1263号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年7月27日

福岡県知事 小 川 洋

| 指定番号   | 名 称               | 所 在 地              | 指定年月日   |
|--------|-------------------|--------------------|---------|
| 大野生125 | 医療法人春風会とも皮ふ科クリニック | 大野城市白木原1丁目1-13     | 23・6・1  |
| 飯生312  | 医療法人 石川クリニック      | 飯塚市柏の森92-103       | 23・6・1  |
| 中生85   | 豊川内科・循環器科クリニック    | 中間市通谷2丁目24番1号      | 23・7・1  |
| 古生歯69  | 加藤歯科医院            | 古賀市天神1丁目8-10       | 23・5・1  |
| 春生歯80  | くま歯科・こども歯科        | 春日市上白水3丁目102番地     | 23・7・1  |
| 嘉麻生歯26 | 松原歯科医院            | 嘉麻市漆生1576          | 23・6・13 |
| 大野生薬72 | ひまわり薬局            | 大野城市下大利1丁目9-12     | 23・6・1  |
| 八女生薬44 | 日の出薬局             | 八女市本町1-442         | 23・6・1  |
| 八女生薬45 | 長峰調剤薬局            | 八女市吉田2152-4        | 23・7・1  |
| 中生薬44  | 株式会社あやめ調剤薬局       | 中間市通谷2丁目24-1       | 23・7・1  |
| 京生薬70  | 凜調剤薬局             | 京都郡苅田町大字新津1598番66号 | 23・6・1  |

**福岡県告示第1264号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年7月27日

福岡県知事 小 川 洋

| 指定番号   | 名 称        | 所 在 地             | 廃止年月日   |
|--------|------------|-------------------|---------|
| 大野生107 | とも皮ふ科クリニック | 大野城市白木原1丁目1-13    | 23・5・31 |
| 朝生49   | 田中医院       | 朝倉郡筑前町中牟田240-1    | 23・5・31 |
| 飯生306  | 石川クリニック    | 飯塚市柏の森92-103      | 23・5・31 |
| 嘉麻生歯5  | 松原歯科医院     | 嘉麻市漆生1576         | 23・6・12 |
| 大野生薬4  | ひまわり薬局     | 大野城市下大利1丁目9-12    | 23・5・31 |
| 八女生薬15 | 日の出薬局      | 八女市本町1-442        | 23・5・31 |
| 柳生薬9   | 宮永薬局       | 柳川市下宮永町中の古賀161-10 | 23・6・13 |

**福岡県告示第1265号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年7月27日

福岡県知事 小 川 洋

| 指定番号  | 旧 名 称        | 新 名 称        | 所在地       | 変更年月日  |
|-------|--------------|--------------|-----------|--------|
| 飯生294 | 福岡県済生会福岡第二病院 | 福岡県済生会飯塚嘉穂病院 | 飯塚市太郎丸265 | 23・6・1 |

## 福岡県告示第1266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年7月27日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号   | 氏名又は名称                 | 住所又は所在地              | 指定年月日   |
|--------|------------------------|----------------------|---------|
| 田生マ14  | 高椋 和吉（ラクダ訪問マッサージ）      | 田川市大字奈良240-7         | 23・5・10 |
| 八女生マ9  | 横山 貢三（らくだ鍼灸院久留米出張所）    | 八女市本2936-1           | 23・6・1  |
| 筑紫生マ23 | 宮藤 由佳（株式会社ふれあい在宅マッサージ） | 筑紫野市二日市西1丁目3-45-D202 | 23・5・25 |
| 飯生マ43  | 本多 政徳（クラフト施術所 飯塚）      | 飯塚市菰田東1丁目7-42        | 23・6・1  |
| 飯生マ44  | 三木 剛志（クラフト施術所 飯塚）      | 飯塚市菰田東1丁目7-42        | 23・6・1  |
| 飯生マ45  | 大西 貴久（訪問マッサージ よつ葉）     | 飯塚市立岩1177-4-108号     | 23・7・1  |
| 田川生マ24 | 馬場 敦生（訪問マッサージふれあい福智町店） | 田川郡福智町伊方2678-1       | 23・6・10 |
| 京生マ36  | 本多 政徳（クラフト施術所 行橋）      | 京都郡菟田町大字葛川255-57     | 23・6・1  |
| 京生マ37  | 三木 剛志（クラフト施術所 行橋）      | 京都郡菟田町大字葛川255-57     | 23・6・1  |
| 筑紫生柔55 | 片江 晃貴（杏整骨院 二日市）        | 筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2F  | 23・6・6  |

|        |                    |                 |         |
|--------|--------------------|-----------------|---------|
| 宰生柔27  | 片江 晃貴（太宰整骨院）       | 太宰府市宰府2丁目7-6    | 23・6・6  |
| 福津生柔9  | 池松 和孝（福津彩整骨院）      | 福津市花見が丘2丁目18-35 | 23・6・17 |
| 福津生柔10 | 永村 信幸（福津彩整骨院）      | 福津市花見が丘2丁目18-35 | 23・6・17 |
| 福津生柔11 | 茂田 雄大（福津彩整骨院）      | 福津市花見が丘2丁目18-35 | 23・6・17 |
| 福津生柔12 | 上田 康妃（うえだ整骨院）      | 福津市宮司2丁目1-10    | 23・7・7  |
| 朝倉生柔13 | 星野 英二（トータルケア鍼灸整骨院） | 朝倉市頓田14-3       | 23・6・8  |
| 粕生柔66  | 熊井 宏之（癒の花整骨院）      | 糟屋郡志免町田富3丁目5-1  | 23・7・1  |
| 京生柔21  | 與田 雅恒（よだ整骨院）       | 京都郡菟田町大字南原1612  | 23・5・6  |

## 福岡県告示第1267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年7月27日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号  | 氏名又は名称            | 住所又は所在地          | 廃止年月日   |
|-------|-------------------|------------------|---------|
| 京生マ10 | 渡邊 孝男（クラフト施術所 行橋） | 京都郡菟田町大字葛川255-57 | 23・5・31 |
| 京生マ12 | 竹村 悟（クラフト施術所 行橋）  | 京都郡菟田町大字葛川255-57 | 23・5・30 |

|       |                       |                  |         |
|-------|-----------------------|------------------|---------|
| 京生マ19 | 渡邊 晃司（クラフト施<br>術所 行橋） | 京都郡苅田町大字葛川255-57 | 23・5・31 |
| 粕生柔60 | 井上 和幸（あおば鍼灸<br>整骨院）   | 糟屋郡宇美町宇美4丁目11-39 | 23・4・25 |

**福岡県告示第1268号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年7月27日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号  | 名称                     | 旧所在地              | 新所在地            | 変更年月日  |
|-------|------------------------|-------------------|-----------------|--------|
| 中生柔12 | 山本 由香（<br>ゆか鍼灸整骨<br>院） | 中間市中央2丁目8番<br>27号 | 中間市岩瀬1丁目1-<br>1 | 22・4・1 |

**福岡県告示第1269号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年7月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月27日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備<br>事務所名 | 路線名       | 供用開始の区間                                 |
|--------------|-----------|---|
| 久留米          | 山北<br>日田線 | うきは市浮羽町小塩1773番1先から<br>うきは市浮羽町小塩6669番先まで |

**公 告****公告**

「一般消費者に対する米穀等の産地情報伝達義務違反に係る勧告及び公表の指針案」について、平成23年5月31日から平成23年6月30日までの間、御意見を募集しました。その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理の上、平成23年7月1日に施行しました。

平成23年7月27日

福岡県知事 小川 洋

## 問合せ先

農林水産部農林水産物安全課

電話：092-643-3518

メールアドレス:nouan@pref.fukuoka.lg.jp